

# 企業年金等について

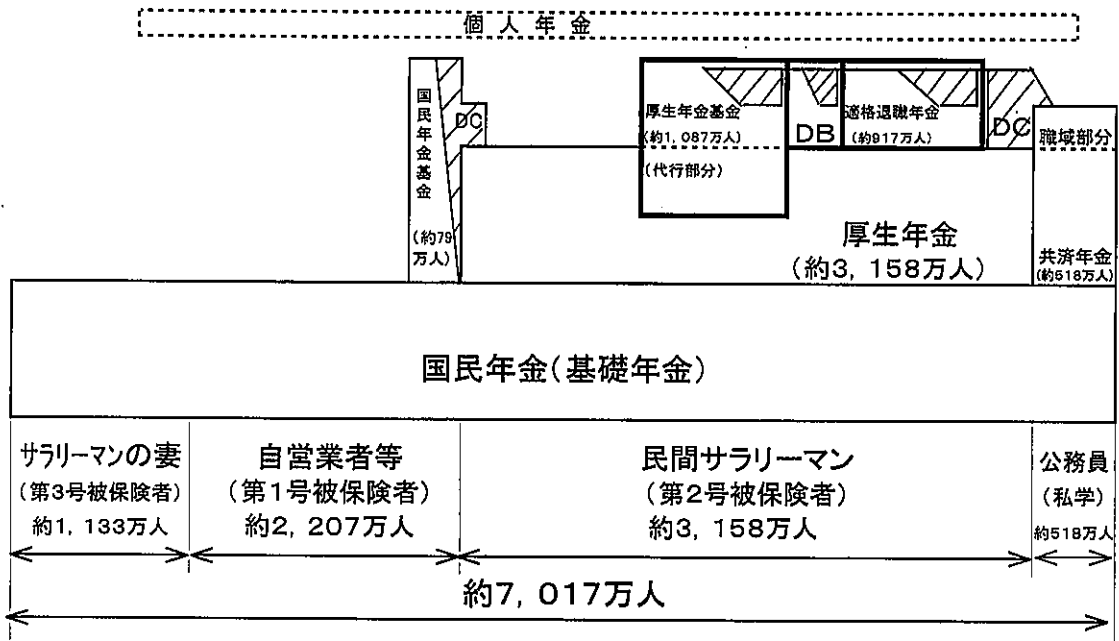
I. 企業年金等の全般的状況 .....	1
II. 厚生年金基金制度	
1. 免除保険料率の凍結問題への対応 .....	3
2. 厚生年金基金の解散への対応 .....	9
III. 確定給付企業年金制度	
1. ポータビリティへの対応 .....	12
2. 支払保証制度 .....	15
IV. 確定拠出年金制度	
1. 拠出限度額の見直し .....	16
2. 制度的事項 .....	16
(参考) その他の私的年金等 .....	18

# I. 企業年金等の全般的状況

## 1. 企業年金等の役割

- 高齢期の生活の基本部分を支えるものは公的年金であるが、高齢期の生活は個人によって様々であり、企業年金等は、公的年金を補完して多様化した老後生活のニーズに対応。
- 公私それぞれの役割を踏まえ、公的年金を土台として、両者を組み合わせて老後の収入を確保。

(年金制度の体系)



(注1) 図中の加入者数は平成13年度末現在

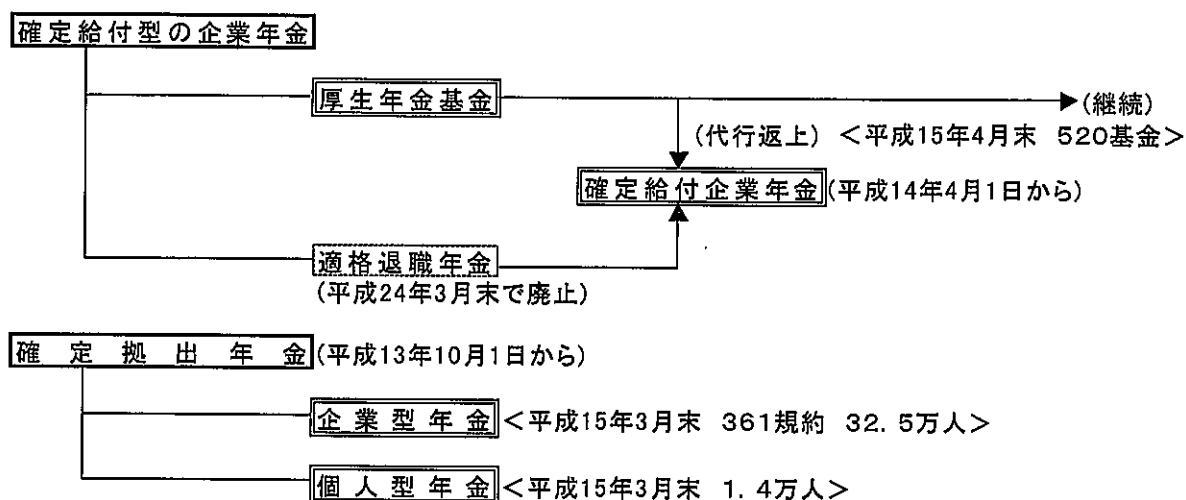
- (注2)
- ・ 確定拠出年金(DC)加入者は企業型32.5万人、個人型1.4万人(平成14年度末現在)
  - ・ 確定給付企業年金(DB)加入者数は11万人(平成14年度末現在で承認時の予定加入者数)
  - ・ 個人年金は生命保険の個人年金保険等の契約件数で約2,300万件(平成14年度末現在)

(注3) 厚生年金年金基金、確定給付企業年金、適格退職年金、確定拠出年金は複数の制度を持つ場合あり

## 2. 制度改革後の企業年金等の状況

- 平成13年に制定された確定給付企業年金法及び確定拠出年金法により、厚生年金に上乘せする企業年金は、厚生年金基金のほか、確定給付企業年金、確定拠出年金等に多様化し、様々な組み合わせの選択が可能。

### 平成13年の制度改革



## 3. 取り巻く状況

### (1) 運用環境の悪化

厳しい経済状況の中で資産運用の環境が悪化している。厚生年金基金については3年連続のマイナス運用という危機的状況にあり、将来給付に必要な資産に対する積立不足が増大。

#### 厚生年金基金の運用状況

11年度	12年度	13年度	14年度
13.1%	▲ 9.8%	▲ 4.2%	▲12%程度見込み

(注) TOPIXの収益率

11年度	12年度	13年度	14年度
35.5%	▲24.6%	▲16.2%	▲24.8%

### (2) 雇用・退職制度の変化

雇用の流動化が進む中で、一般に長期勤続を前提とした退職給付制度だけではなく、労働移動にも適合できる退職給付制度が求められるようになり、企業年金のニーズも変化。

## Ⅱ. 厚生年金基金制度

### 1. 免除保険料率の凍結問題への対応

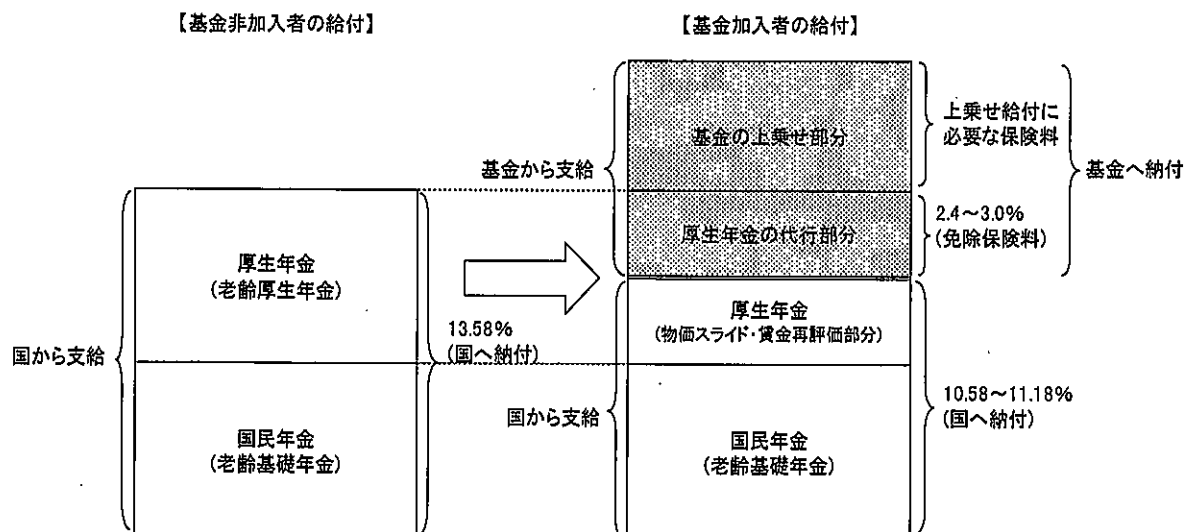
#### (1) 免除保険料率等の現状

##### ① 免除保険料率の仕組み

- 免除保険料率は、厚生年金基金が将来の代行部分の給付に必要なとなる費用（給付現価）を、現時点から将来にわたり一定の保険料率（平準保険料率）によって賄うとした場合に必要水準に設定し、厚生年金本体の保険料から控除して基金の収入とするもの。
- 従来、厚生年金本体の改正（財政再計算）に併せて、その時点での平均寿命、予定利率等を考慮し、免除保険料率も見直し。
- 平成12年改正では、厚生年金本体の保険料率の引上げが凍結されたため、これに連動し、免除保険料率も凍結。

（注）免除保険料率の凍結に伴い、最低責任準備金（代行給付義務に相当する額）も平成11年9月末時点で凍結し、以降、免除保険料等の収入を加算、代行給付費等の支出を控除の上、厚生年金本体の運用実績で付利。

#### 厚生年金基金の仕組み

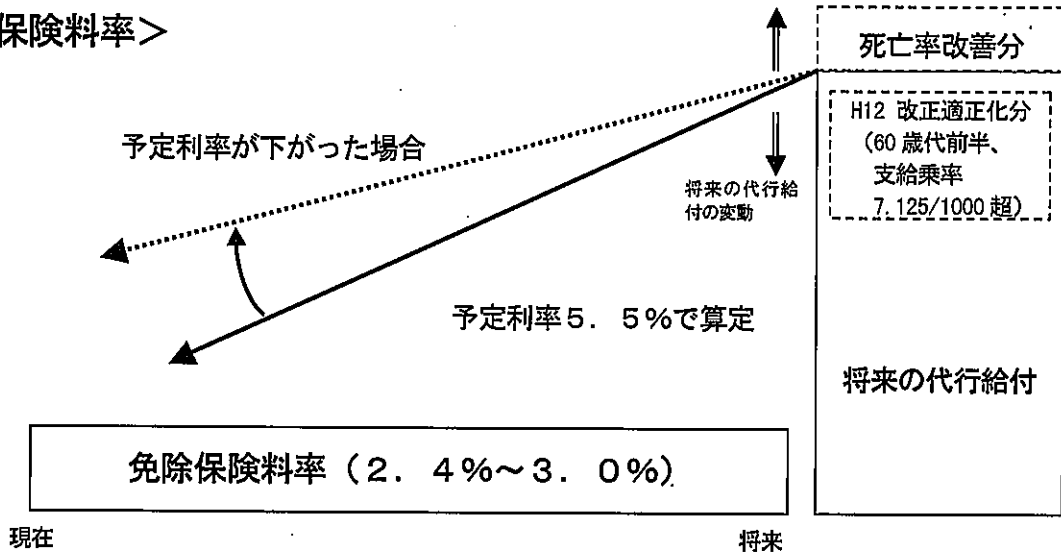


## ② 凍結の状況

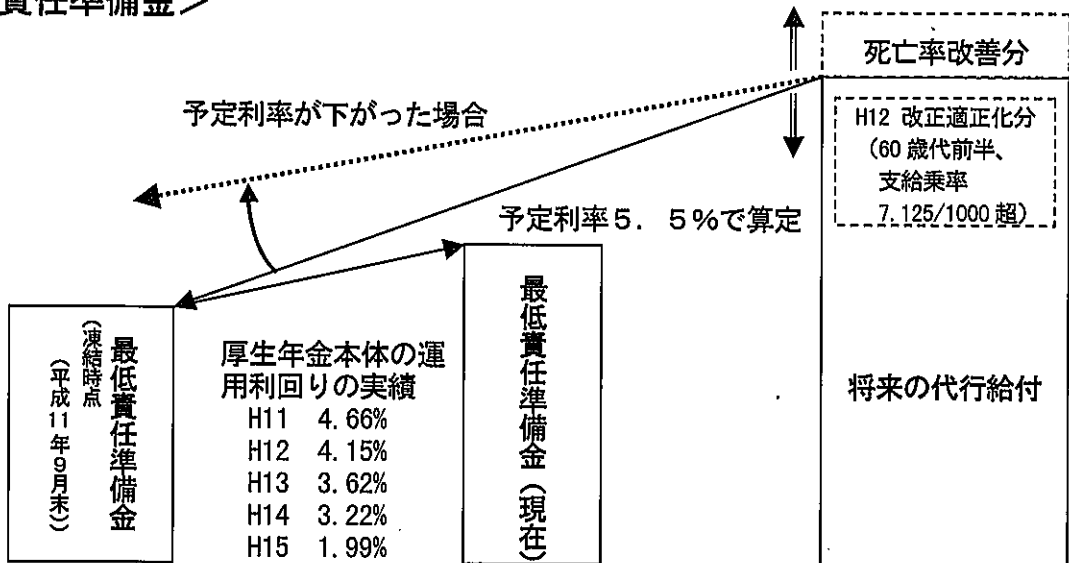
- 免除保険料率等の凍結は、次のような影響がある。
  - ・ 直近の平均寿命、厚生年金本体の予定運用利回り等の運用環境の状況等に対応していないため、厚生年金基金には、事前積立に必要な免除保険料となっていない。
- 免除保険料率の凍結解除に際しては、厚生年金本体の保険料率引き上げ、本体財政の状況との関係をどのように考えるかが大きな問題。

### 免除保険料率等の凍結のイメージ図

#### <免除保険料率>



#### <最低責任準備金>



※ 具体的には、当期末の最低責任準備金は、前期末の最低責任準備金に免除保険料の収入を加え、代行給付の支出を控除し、厚生年金本体の運用利回りの実績により付利。将来の代行給付は過去の加入期間に対応するもの。

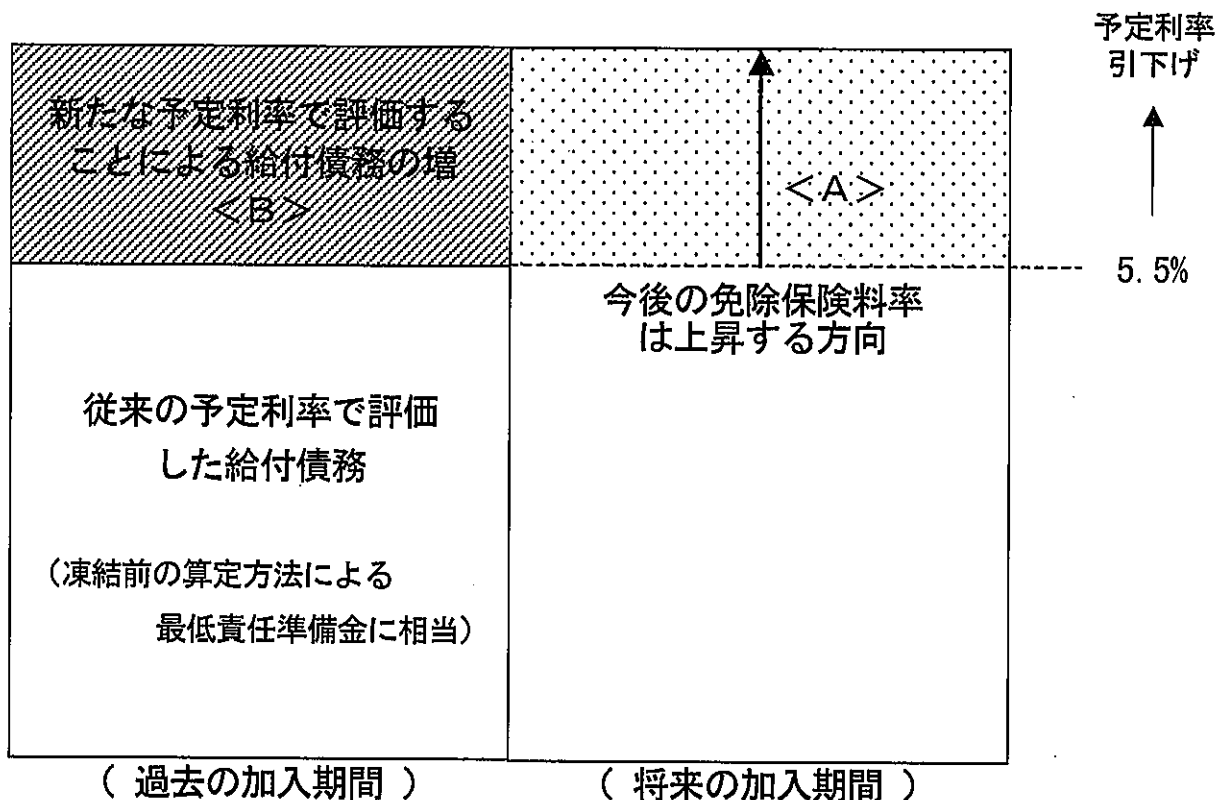
## (2) 予定利率の変更

- 現在まで、免除保険料率や最低責任準備金算定上の予定利率は、5.5%。平成12年改正で、厚生年金本体の予定運用利回り（名目）は4%となったが、免除保険料率等の凍結に伴い、免除保険料率算定上の予定利率は5.5%のままとなっている。
- 仮に、凍結を解除し、予定利率を引き下げて、代行給付の給付債務等を新たな予定利率で評価することとした場合
  - ① 今後の免除保険料率は上昇する方向 <A>
  - ② 過去の加入期間に係る給付債務（凍結前の算定方法による最低責任準備金に相当）も増大する方向 <B>
 が生じるが、どう対応するか。

（注1）予定利率の引上げ局面では①や②とは逆の状況が発生。

（注2）凍結期間中の最低責任準備金については、厚生年金本体の実績運用利回り（名目）で付利する仕組みであり、予定利率（5.5%）と厚生年金本体の実績運用利回り（名目）との乖離分も自動的に調整されるものとなっている。

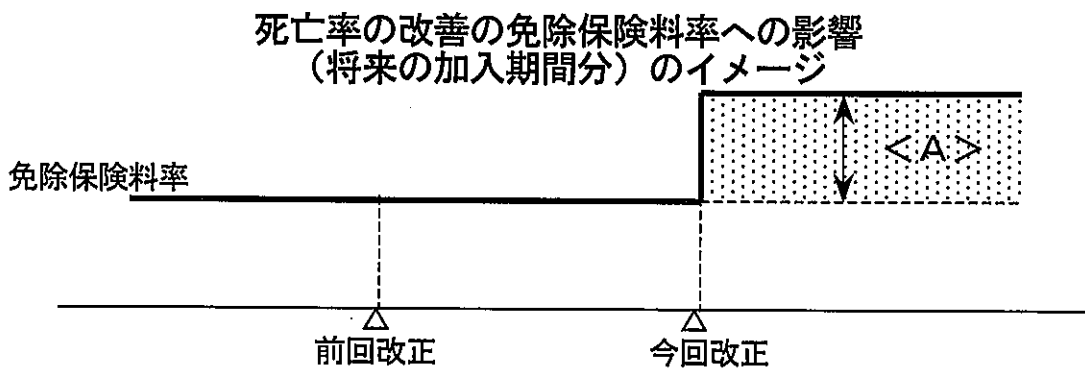
### 予定利率変更（引き下げ）による影響のイメージ



### (3) 死亡率の改善

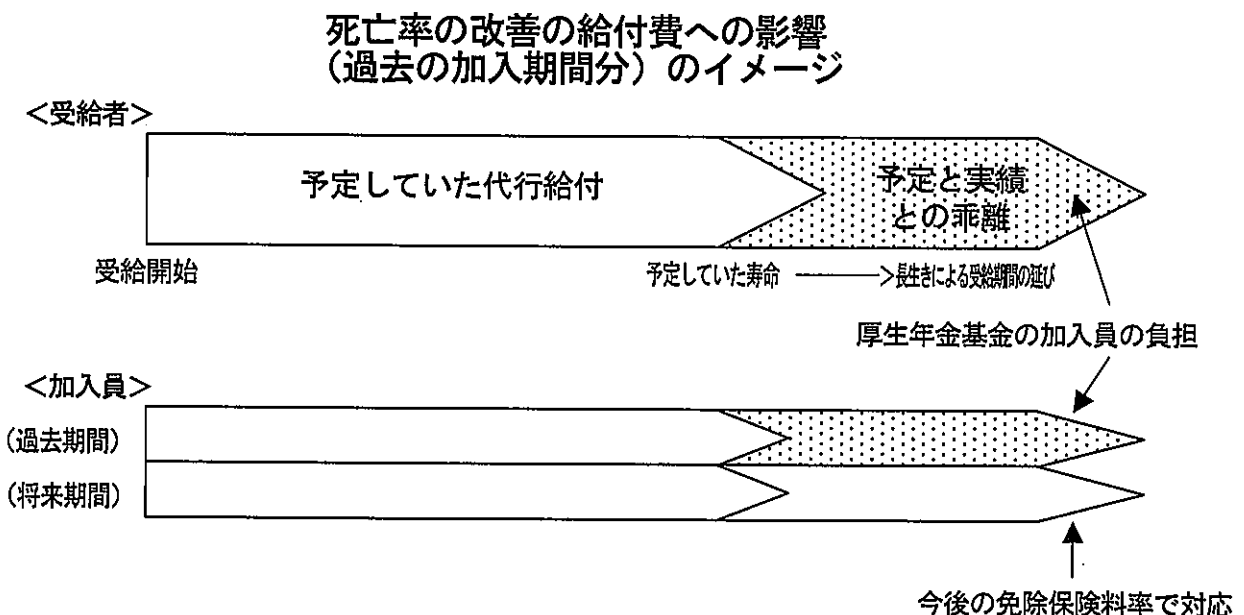
#### ① 将来の加入期間分

- 従来の免除保険料率の改定においては、死亡率の改善分は、将来の加入期間分について、改正後の免除保険料率に反映（免除保険料率の上昇要因）。ただし、平成12年改正では、免除保険料率凍結により、直近の死亡率改善が免除保険料率に反映されていない。
- 従来と同様、今回改正における死亡率改善分を将来に向けて反映させる必要があると考えられるがどう対応するか。（免除保険料率の上昇要因）



#### ② 過去の加入期間分

- 死亡率の改善は、受給者も含め過去の加入期間分の代行給付を増大させる（死差損）が、これについて、どう考えるか。



#### (4) 免除保険料率の上下限

- 従来、免除保険料率は全基金一律であったが、平成6年改正において、(平成8年4月から)各厚生年金基金の代行給付のコストに応じて厚生年金基金ごとに個別に設定することが原則とされた。  
(注)例えば、年齢構成の高い厚生年金基金では受給までの運用の期間が比較的短い  
ため代行コストが相対的に高くなる傾向。
- その際、円滑な移行を図る観点から、当分の間の措置として、上下限(2.4%~3.0%)が設けられた。(平成6年改正法附則)
- 現在、上下限に収まらない厚生年金基金が2割程度存在するが、この問題をどう考えるか。

#### 免除保険料率の分布

	平成8年4月1日現在		平成15年4月1日現在	
合 計	1,886	(100.0%)	1,163	(100.0%)
24 ‰	278	(14.7%)	89	(7.7%)
<うち23 ‰以下>	<131>	<6.9%>	<50>	<4.3%>
25 ‰	200	(10.6%)	91	(7.8%)
26 ‰	289	(15.3%)	137	(11.8%)
27 ‰	320	(17.0%)	180	(15.5%)
28 ‰	309	(16.4%)	203	(17.5%)
29 ‰	186	(9.9%)	212	(18.2%)
30 ‰	304	(16.1%)	251	(21.6%)
<うち31 ‰以上>	<181>	<9.6%>	<143>	<12.3%>

(注1) <>内は、代行保険料率(1 ‰未満を四捨五入したもの)が23 ‰以下又は31 ‰以上のもの(再掲)である。

(注2) 平成8年4月1日現在は、仮に総報酬ベースで算定したとした場合の推計値である。

(注3) 平成15年4月1日現在の数値には、同日までに将来返上を行った厚生年金基金は含まれていない。



## (5) 最低責任準備金

- 免除保険料率を見直す場合（基金の代行範囲、予定利率、死亡率等）、見直しの内容によるものの、これにあわせて、最低責任準備金も見直すこととするかどうか。
- 仮に見直すこととした場合、個々の基金ごとでみると、現行の凍結中の最低責任準備金と見直し後の最低責任準備金との間にギャップが生じ得るがこれをどう考えるか。

## (参考) 厚生年金基金連合会への対応

- 厚生年金基金連合会は、中途脱退者や制度終了時の引受けを行っているが、連合会についても厚生年金本体の予定運用利回りの引下げ、平均寿命の伸び等に関し、厚生年金基金の場合と同様の課題があり、これらについて対応が必要

## 2. 厚生年金基金の解散への対応

### (1) 解散基金の状況

- 近時の経済の低迷による運用環境の悪化や母体企業の経営悪化等を原因に、解散する基金が増加。

#### 最近の解散基金の状況

	～H6'	H7'	H8'	H9'	H10'	H11'	H12'	H13'	H14'	計
総数	18	1	7	14	18	16	29	59(1)	73(9)	235(10)
単独型・連合型	16	0	3	11	16	13	27	56(1)	57(9)	199(10)
総合型	2	1	4	3	2	3	2	3(0)	16(0)	36(0)

(注) ( ) は、解散のうち確定拠出年金への移行によるもの。

### (2) 厚年基金の財政状況

- 近時の資産運用の悪化に伴い、資産（積立金）の額が最低責任準備金を下回っている基金（いわゆる代行割れ基金）が急増。

#### 基金の積立状況

(平成14年3月末現在)

純資産額 ／最低責任準備金 (積立水準)	計		
	単独型・連合型	総合型	
～ 0.5	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]
0.5 ～ 0.6	1 [ 1 ]	0 [ 0 ]	1 [ 1 ]
0.6 ～ 0.7	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]
0.7 ～ 0.8	12 [ 11 ]	3 [ 2 ]	9 [ 9 ]
0.8 ～ 0.9	50 [ 50 ]	5 [ 5 ]	45 [ 45 ]
0.9 ～ 1.0	201 [ 185 ]	38 [ 23 ]	163 [ 162 ]
1.0未満計	264 [ 247 ]	46 [ 30 ]	218 [ 217 ]
1.0 ～ 1.1	242 [ 213 ]	46 [ 25 ]	196 [ 188 ]
1.1 ～ 1.2	193 [ 159 ]	65 [ 37 ]	128 [ 122 ]
1.2 ～ 1.3	108 [ 78 ]	59 [ 30 ]	49 [ 48 ]
1.3 ～ 1.4	82 [ 56 ]	63 [ 37 ]	19 [ 19 ]
1.4 ～ 1.5	60 [ 32 ]	54 [ 26 ]	6 [ 6 ]
1.5 ～ 1.6	43 [ 24 ]	38 [ 19 ]	5 [ 5 ]
1.6 ～ 1.7	58 [ 21 ]	58 [ 21 ]	0 [ 0 ]
1.7 ～ 1.8	59 [ 15 ]	58 [ 15 ]	1 [ 0 ]
1.8 ～ 1.9	48 [ 19 ]	48 [ 19 ]	0 [ 0 ]
1.9 ～ 2.0	57 [ 23 ]	57 [ 23 ]	0 [ 0 ]
2.0 ～	522 [ 275 ]	518 [ 271 ]	4 [ 4 ]
計	1,736 [ 1,162 ]	1,110 [ 553 ]	626 [ 609 ]

(注1) 厚生年金基金の平成13年度決算の結果より。

(注2) [ ]内については、以下のとおり。

- ① 平成14年4月1日から平成15年4月1日までに解散した基金、将来返上を行った基金及び合併により消滅した基金を除いている。
- ② 平成14年4月1日から平成15年4月1日までに合併し存続している基金については、平成14年3月末時点における合併対象基金の純資産額及び最低責任準備金をそれぞれ合算して積立水準を計算している。(このため、[ ]内は必ずしも再掲とはなっていない。)
- ③ 平成13年度後半に分割により設立された1基金については、平成14年度に最初の決算を行うこととなっているため、本表の集計対象となっていない。